

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月10日提出
【計算期間】	第2期中(自 2024年9月11日至 2025年3月10日)
【ファンド名】	投資家経営者一心同体E T F
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-6843-1413
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【ファンドの運用状況】

【投資家経営者一心同体ETF】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	303,075,190	96.28
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	11,707,677	3.72
合計(純資産総額)		314,782,867	100.00

(2)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末（2024年 9月10日）	435	436	1,012	1,015.31	1,014
2024年 3月末日	542	－	1,063	－	1,063
4月末日	460	－	1,024	－	1,022
5月末日	487	－	1,037	－	1,035
6月末日	494	－	1,053	－	1,053
7月末日	468	－	1,042	－	1,040
8月末日	447	－	1,040	－	1,040
9月末日	451	－	1,049	－	1,049
10月末日	424	－	1,037	－	1,038
11月末日	424	－	1,035	－	1,033
12月末日	432	－	1,054	－	1,032
2025年 1月末日	433	－	1,057	－	1,056
2月末日	317	－	1,024	－	1,024
3月末日	314	－	1,015	－	1,018

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 9月 6日～2024年 9月10日	3.3100
当中間期	2024年 9月11日～2025年 3月10日	－

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2023年 9月 6日～2024年 9月10日	1.53
当中間期	2024年 9月11日～2025年 3月10日	0.59

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【投資家経営者一心同体 E T F】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年 9月 6日～2024年 9月10日	1,270,000	840,000
当中間期	2024年 9月11日～2025年 3月10日	0	120,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年 9月11日から2025年 3月10日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【投資家経営者一心同体 E T F】

（１）【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第1期 (2024年 9月10日現在)	当中間計算期間末 (2025年 3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,667,422	12,083,585
株式	412,977,770	305,926,330
未収配当金	585,040	1,319,200
未収利息	158	150
流動資産合計	441,230,390	319,329,265
資産合計	441,230,390	319,329,265
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,423,300	-
未払受託者報酬	136,903	112,437
未払委託者報酬	2,327,245	1,911,348
その他未払費用	2,077,103	1,586,457
流動負債合計	5,964,551	3,610,242
負債合計	5,964,551	3,610,242
純資産の部		
元本等		
元本	430,000,000	310,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,265,839	5,719,023
（分配準備積立金）	4,081	4,081
元本等合計	435,265,839	315,719,023
純資産合計	435,265,839	315,719,023
負債純資産合計	441,230,390	319,329,265

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2023年 9月 6日 至 2024年 3月 5日)	当中間計算期間 (自 2024年 9月11日 至 2025年 3月10日)
営業収益		
受取配当金	5,541,185	3,816,570
受取利息	435	17,748
有価証券売買等損益	27,452,992	6,729,271
その他収益	159	325
営業収益合計	32,994,771	10,563,914
営業費用		
支払利息	4,266	-
受託者報酬	132,581	112,437
委託者報酬	2,253,835	1,911,348
その他費用	1,845,952	1,586,945
営業費用合計	4,236,634	3,610,730
営業利益又は営業損失（△）	28,758,137	6,953,184
経常利益又は経常損失（△）	28,758,137	6,953,184
中間純利益又は中間純損失（△）	28,758,137	6,953,184
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	5,265,839
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,120,000	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,120,000	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,780,000	6,500,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,500,000
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,780,000	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	19,098,137	5,719,023

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (2024年 9月10日現在)	当中間計算期間末 (2025年 3月10日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 200,000,000円 期中追加設定元本額 1,070,000,000円 期中解約元本額 840,000,000円	期首元本額 430,000,000円 期中追加設定元本額 -円 期中解約元本額 120,000,000円
2. 受益権の総数	430,000口	310,000口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (2024年 9月10日現在)	当中間計算期間末 (2025年 3月10日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 (2024年 9月10日現在)	当中間計算期間末 (2025年 3月10日現在)
1口当たりの純資産額 1,012円	1口当たりの純資産額 1,018円

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

資本金の額等（2025年3月末現在）

- ①資本金 370百万円
- ②発行する株式の総数 12,000株
- ③発行済株式の総数 7,400株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2025年3月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	86	785,006
単位型株式投資信託	49	148,063
単位型公社債投資信託	3	5,702
合計	138	938,771

（3）【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨ててにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

1. 当社の中間連結財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投資運用・顧問業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨ててにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			4,107,025		8,322,132
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			17,671		20,977
4 未収委託者報酬			405,624		552,306
5 未収運用受託報酬			1,348,108		2,838,870
6 未収投資助言報酬			1,787		59,563
7 その他			119,887		118,097
流動資産計			6,000,204		11,912,047
II 固定資産					
1 有形固定資産			10,649		14,540
(1)建物付属設備	*1	4,354		*1	3,710
(2)器具備品	*1	6,295		*1	10,830
2 無形固定資産			580		580
(1)電話加入権		580		580	
3 投資その他の資産			106,113		97,218
(1)投資有価証券		31,209		21,684	
(2)長期差入保証金		74,425		74,617	
(3)長期前払費用		478		—	
(4) その他		—		916	
固定資産計			117,342		112,339
資産合計			6,117,546		12,024,386

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			91,733		89,089
2 未払金			1,695,625		3,127,319
3 関係会社未払金			4,950		4,950
4 未払費用			32,884		42,751
5 未払法人税等			658,862		1,531,376
6 未払消費税等			68,544		409,975
7 前受金			90,915		37,520
流動負債計			2,643,516		5,242,983
II 固定負債					
1 資産除去債務			25,506		25,506
2 繰延税金負債			535		969
固定負債計			26,041		26,475
負債合計			2,669,558		5,269,458
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1)利益準備金	92,500			92,500	
(2)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	2,984,385			6,291,089	
利益剰余金計			3,076,885		6,383,589
株主資本計			3,446,885		6,753,589
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			1,102		1,337
評価・換算差額等計			1,102		1,337
純資産合計			3,447,988		6,754,927
負債・純資産合計			6,117,546		12,024,386

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
		金 額		金 額	
I 営業収益					
1 委託者報酬		4,006,593		7,871,197	
2 運用受託報酬		3,571,192		5,100,427	
3 投資助言報酬		6,796		98,557	
4 その他営業収益		164,385	7,748,968	26,509	13,096,692

II 営業費用						
1 支払手数料	151,815			139,793		
2 調査費						
(1)調査費	57,566			68,385		
(2)委託調査費	249,174			130,426		
3 委託計算費	37,632			57,665		
4 通信費	6,066	502,255		6,449	402,721	
III一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	1,714,000			1,513,388		
(2)給料・手当	413,762			440,373		
(3)賞与・退職金等	1,572,707			3,004,356		
2 交際費	9,265			9,568		
3 旅費交通費	14,865			39,080		
4 業務事務委託費	20,208			29,019		
5 租税公課	75,713			138,578		
6 不動産賃借料	116,691			113,321		
7 固定資産減価償却費	4,315			4,622		
8 諸経費	*1 222,855	4,164,384	*1	276,013	5,568,322	
営業利益		3,082,327			7,125,648	
IV営業外収益						
1 受取利息	3,769			3,652		
2 為替差益	14,889			88,131		
3 受取配当金	454			0		
4還付加算金	606	19,718		—	91,784	
V 営業外費用						
1 投資有価証券売却損	4			76		
2 その他の営業外費用	14	19		4	80	
経常利益		3,102,026			7,217,352	
VI特別利益						
1 保険金収入	—	—		297	297	
VII特別損失						
1 固定資産除却損	72	72		0	0	
税引前当期純利益		3,101,954			7,217,649	
法人税、住民税及び事業税	958,360			1,910,940		
法人税等調整額	△ 582	957,778		—	1,910,940	
当期純利益		2,144,176			5,306,709	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	△ 863	3,701,850
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,400,005	△ 2,400,005	△2,400,005	—	△ 2,400,005

当期純利益	—	—	2,144,176	2,144,176	2,144,176	—	2,144,176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	1,965	1,965
当期変動額合計	—	—	△ 255,828	△ 255,828	△ 255,828	1,965	△ 253,862
当期末残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,000,005	△ 2,000,005	△2,000,005	—	△ 2,000,005
当期純利益	—	—	5,306,709	5,306,709	5,306,709	—	5,306,709
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	235	235
当期変動額合計	—	—	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年
器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に

に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを行う義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物付属設備	54,607千円	55,251千円
器具備品	29,779千円	33,343千円
計	84,387千円	88,594千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	65,716	65,716
1年超	230,007	164,290
合計	295,723	230,007

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	31,209	31,209	—
資産計	31,209	31,209	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,684	21,684	—
資産計	21,684	21,684	—

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24- 3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	21,310	—	—
合計	—	21,310	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	—	—
合計	87	21,596	—	—

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	9,989	—	9,989
合計	—	9,989	—	9,989

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,220千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	87	—	87
合計	—	87	—	87

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,596千円であります。なお、期首残高から期末残高へ

の調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	21,220	19,470	1,749
小計	21,220	19,470	1,749
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,989	10,100	△110
小計	9,989	10,100	△110
合計	31,209	29,570	1,638

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,519	9,377	△857
小計	8,519	9,377	△857
合計	21,684	19,377	2,306

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	291	—	4

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	12,347千円	18,431千円
未払事業税	37,077千円	95,643千円
その他有価証券評価差額金	33千円	262千円
資産除去債務	7,809千円	7,809千円
繰延税金資産小計	57,268千円	122,147千円
評価性引当額（注）	△57,268千円	△122,147千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△535千円	△969千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△535千円	△969千円
繰延税金負債の純額	△535千円	△969千円

（注）評価性引当額が64,878千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が58,566千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	—	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.0%
評価性引当額の増減	—	0.9%
特別税額控除	—	△5.1%
その他	—	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	26.5%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	25,382千円	25,506千円
時の経過による調整額	123千円	—
期末残高	25,506千円	25,506千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	2,981,832千円	3,489,973千円
運用受託報酬	2,020,329千円	1,505,103千円

投資助言報酬	6,796千円	98,557千円
成功報酬	2,575,624千円	7,976,547千円
顧客との契約から生じる収益	7,584,583千円	13,070,182千円
その他の収益	164,385千円	26,509千円
外部顧客への売上高	7,748,968千円	13,096,692千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

I 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,006,593	3,571,192	6,796	164,385	7,748,968

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
4,499,017	2,604,367	645,582	7,748,968

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	2,604,367	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託報酬の受取(注)	2,604,367	未収運用受託報酬	1,281,933

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託報酬の受取(注)	4,944,390	未収運用受託報酬	2,820,466
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000 千円	投資事業組合財産の運用及び管理	—	投資助言 契約 私募取扱 契約 役員の 兼任	投資助言報酬の受取(注) 私募取扱手数料の受取(注)	72,815 21,703	未収投資助言報酬 その他流動資産	46,695 12,713

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）		当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	
1株当たり純資産額	465,944円37銭	1株当たり純資産額	912,828円05銭
1株当たり当期純利益金額	289,753円61銭	1株当たり当期純利益金額	717,122円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益	2,144,176千円	5,306,709千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	2,144,176千円	5,306,709千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

科目		期別	当中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
			金	額
(資産の部)				
Ⅰ 流動資産				
1 現金・預金				4,800,020
2 顧客分別金信託				100
3 前払費用				32,483
4 未収委託者報酬				656,941
5 未収運用受託報酬				538,514
6 未収投資助言報酬				33,895
7 その他				159,869
流動資産計				6,221,823
Ⅱ 固定資産				
1 有形固定資産				16,687
(1)建物付属設備			*1	3,388
(2)器具備品			*1	13,299
2 無形固定資産				580
(1)電話加入権				580
3 投資その他の資産				96,454
(1)投資有価証券				20,334
(2)長期差入保証金				75,303
(3)その他				816
固定資産計				113,721

資産合計		6,335,545

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
Ⅰ 流動負債			
1 預り金			82,685
2 未払金			89,257
3 関係会社未払金			4,950
4 未払費用			39,805
5 未払法人税等			962,985
6 未払消費税等			87,002
7 前受金			10,157
流動負債計			1,276,844
Ⅱ 固定負債			
1 資産除去債務			25,506
2 繰延税金負債			653
固定負債計			26,159
負債合計			1,303,004
(純資産の部)			
Ⅰ 株主資本			
1 資本金			370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金	92,500		
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	4,569,638		
利益剰余金計			4,662,138
株主資本計			5,032,138
Ⅱ 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			403
評価・換算差額等計			403
純資産合計			5,032,541
負債・純資産合計			6,335,545

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
		金 額	
I 営業収益			
委託者報酬			3,523,572
運用受託報酬			1,042,719
投資助言報酬			70,653
その他営業収益			22,608
営業収益計			4,659,554
II 営業費用			191,166
III 一般管理費			1,246,726

営業利益	3,221,661
IV営業外収益	
受取利息	12,454
営業外収益計	12,454
V営業外費用	
為替差損	39,233
投資有価証券売却損	12
その他	0
営業外費用計	39,245
経常利益	3,194,870
税引前中間純利益	3,194,870
法人税、住民税及び事業税	916,317
中間純利益	2,278,552

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

当中間会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年7月30日）							（単位：千円）
	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当中間期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△ 4,000,003	－	△ 4,000,003
中間純利益	－	－	2,278,552	2,278,552	2,278,552	－	2,278,552
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 934	△ 934
当中間期変動額合計	－	－	△ 1,721,450	△ 1,721,450	△ 1,721,450	△ 934	△ 1,722,385
当中間期末残高	370,000	92,500	4,569,638	4,662,138	5,032,138	403	5,032,541

重要な会計方針

期 別	第 26 期 中 間 会 計 期 間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3.収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 26 期 中 間 会 計 期 間 末

2024年9月30日現在

※1 有形固定資産の減価償却累計額

建物付属設備
器具備品55,573千円
35,152千円

(中間損益計算書関係)

第 26 期 中 間 会 計 期 間

(自 2024年4月 1日
至 2024年9月 30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産

2,131千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

(リース取引関係)

第 26 期 中 間 会 計 期 間 末 (2024年9月 30日)	
1. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	65,716千円
一年超	131,432千円
合計	197,149千円

(金融商品関係)

第26期中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	20,334	20,334	—
資産計	20,334	20,334	—

(注) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりませ

ん。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券20,334千円であります。
 なお、期首残高から中間期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第26期中間会計期間末（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,134	10,000	2,134
小計	12,134	10,000	2,134
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,199	9,277	△1,077
小計	8,199	9,277	△1,077
合計	20,334	19,277	1,056

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第26期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,506千円
時の経過による調整額	－千円
当中間会計期間の期末残高	25,506千円

（収益認識関係）

第 26 期 中 間 会 計 期 間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)	
顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。	
委託者報酬	1,899,519千円
運用受託報酬	819,266千円
投資助言報酬	70,653千円
成功報酬	1,847,506千円
顧客との契約から生じる収益	4,636,945千円
その他の収益	22,608千円
外部顧客への売上高	4,659,554千円

（セグメント情報等）

第26期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,523,572	1,042,719	70,653	22,608	4,659,554

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
3,607,520	986,338	65,695	4,659,554

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港） カンパニー・リミテッド	986,338	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 26 期 中 間 会 計 期 間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日)	
1株当たり純資産額	680,073円21銭
1株当たり中間純利益金額	307,912円49銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	2,278,552千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,278,552千円
期中平均株式数	7,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高橋	秀和
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	倉持	美奈子
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 倉持 奈美子
業務執行社員	

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月23日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている投資家経営者一心同体 E T F の2024年9月11日から2025年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、投資家経営者一心同体 E T F の2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。